

令和元年5月8日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

神奈川県ボランティア活動推進基金審査会
会長 長坂 寿久

平成32年度事業実施分協働事業負担金特定課題枠における
「課題」の設定について（答申）

平成31年3月20日付けN協第18号をもって諮問のありました標記について、
別紙のとおり答申します。

平成 32 年度事業実施分協働事業負担金特定課題枠における「課題」の設定について

No.	課 題 名	趣 旨	提 案 所 属
1	長期化・高年齢化するひきこもりを地域で支える仕組みづくり	<p>ひきこもりは、1980 年代以降、若者の問題として扱われてきた。しかし、その期間が長期化して、本人が 40、50 代になると同時に、親も高年齢化して生活が困窮する中高年のひきこもりが近年、問題となっている。</p> <p>内閣府が平成 30 年 12 月、40～64 歳のひきこもりの実態調査を行った結果、中高年でひきこもり状態にある方は、約 61 万 3 千人と推計され、15～39 歳の約 54 万 1 千人を上回った。</p> <p>これまで、ひきこもりは若者の現象として捉えられてきたため、青少年行政（概ね 39 歳まで）を中心に担ってきたが、近年、ひきこもり状態にある人は、年代も状況も様々である。</p> <p>ひきこもり支援を実施している機関等へ調査を実施したところ、「どこに相談したらよいかわからない」、「本人へのアプローチ方法がわからない」といった回答が多く、相談窓口に繋がっていない方をどう支援するかなどが課題となっている。</p> <p>そこで、県として、若者に加え、長期化・高年齢化する中高年のひきこもり支援に焦点を当て、本人の状況に応じた支援や、支援者や家族への支援に繋げるため、県、市町村、ボランティア団体等の関係団体と協働した、一体的な施策展開を進めていきたい。</p> <p>例えば、ひきこもりサポートマップ・サポートブック（支援者・家族向け）等を使い、庁内の関係各課や地域の福祉団体等による会議や研修などの場を活用し、出張講座やセミナーを実施することで、ひきこもりの問題について知識の向上を図り、支援に繋げる取組などが想定される。</p> <p>さらに、地域における支援が充実するよう、地域に根ざしたネットワークづくりを進めたい。</p> <p>例えば、有識者によるフォーラムの開催等により、ボランティア団体等や市町村、相談機関の連携を強化する取組などが想定される。</p> <p>また、提携団体に関しては、ひきこもり支援に実績があり、当事者目線で事業を実施し、中間支援団体となることを想定している。</p> <p>そこで、本提案では、ひきこもり支援事業の企画調整及び実施にノウハウを有するボランティア団体等との協働事業を実施することにより、地域に潜在するひきこもりを相談機関や支援機関に繋ぎ、地域を基盤とした総合的・包括的な相談及び支援体制を強化し、長期化・高年齢化するひきこもりを地域で支える仕組みづくりを推進したい。</p> <p><想定する事業・取組の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもりサポートマップ（一覧表）の作成 <ul style="list-style-type: none"> ※有識者、当事者の意見などを踏まえて、中高年も利用でき、ひきこもり支援団体のほか、本人の状況に応じた支援に繋げるためのマップの作成 など ・ひきこもりサポートブック（支援者向け・家族向け）の作成 <ul style="list-style-type: none"> ※有識者、市町村等の意見を聞きながら、ボランティア団体等のこれまでの経験を踏まえて支援に繋げるためのサポートブックの作成 など 	青少年課 地域福祉課

		<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉団体等への出張講座の実施 ・調査研究 <ul style="list-style-type: none"> ※有識者、市町村等の意見を聞きながら、相談機関や、ボランティア団体等を対象としたひきこもりの実態調査や、長期化・高齢化するひきこもり支援の有効な、支援策の研究 など ・ひきこもり支援ネットワークの構築 <ul style="list-style-type: none"> ※フォーラムなどを開催し、行政や支援団体、相談機関等に広く参加を呼びかけ、ひきこもり支援活動の普及と繋がりを促進し、ひきこもり支援ネットワークを構築 など ※県の行政機関としては、子どもみらい部、福祉部、保健医療部、労働部、教育局支援部等関係部署が連携し、ひきこもり支援を推進 など 	
2	<p>住宅確保が困難な要配慮者への総合的な支援</p> <p style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;">当初の課題名： 居住支援の伴う住宅確保要配慮者専用住宅の推進</p>	<p>近年、高齢者、子育て世帯、低額所得者等の住宅確保に特に配慮を要する者（以下、「要配慮者」という。）は、民間賃貸住宅への入居時に賃貸人に拒否感を持たれていることが多く、要配慮者が安心して暮らせる住宅の確保が求められている。</p> <p>また、住宅ストックの状況としては、公的賃貸住宅では、大幅な増加は見込まれず、民間賃貸住宅では空き家・空き室が増加傾向にあることから、その有効活用が課題となっている。</p> <p>要配慮者である県民の居住の安定確保を図るためには、公的賃貸住宅に加え、民間賃貸住宅への入居の円滑化を進めることにより、重層的な住宅セーフティネット機能を強化していくことが重要となる。</p> <p>こうしたなか、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」の改正により、県では要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度や居住支援法人の登録制度等による新たな住宅セーフティネット制度を2017（平成29）年10月より開始した。</p> <p>今年度、賃貸人を対象としたアンケート調査を実施したところ、孤立死や家賃の未払いの可能性等の理由により、賃貸人は要配慮者に空き家・空き室を安心して貸し付けできないことから、要配慮者は賃貸人から入居を拒まれている実態があることが分かった。言い換えると、要配慮者の居住支援は賃貸人の入居拒否感の低減に繋がることから、その重要性が分かった。</p> <p>また、この制度の推進にあたり、居住支援の状況や実態を把握するため、居住支援法人等にヒアリングを実施したところ、その多くは、スタッフ確保のための財源を課題としていることから、居住支援をビジネスとしてうまく回す仕組みを構築することが、一つのモデルになることが分かった。さらに、入居までの居住支援だけでなく、入居後の居住支援が重要であることが分かった。</p> <p>そこで、要配慮者が安心して暮らせる住まいづくりを実現するため、①入居前の居住支援に加え、②入居後の居住支援の総合的な支援により、要配慮者が日常生活の自立を目指せる取組をボランティア団体等との協働事業として実施したい。</p> <p>そして、事業を実施することで得られた成果は、他のボラ</p>	住宅計画課

		<p>ンタリー団体の事業モデルとなるよう、資金確保などの仕組みの構築につなげ、県として県内各所へ普及させていく。</p> <p><想定する事業・取組の例></p> <p>① 入居前の居住支援 例えば、入居相談、物件探しの補助、不動産店や債務保証会社の紹介、行政の窓口（生活支援、婦人相談、児童福祉など）や不動産店への同行、契約時の手続き支援、保証人・緊急連絡先の確保等</p> <p>② 入居後の居住支援 例えば、訪問、見守り、生活相談、就労支援、介護保険制度や障がい福祉分野の制度等を利用したサービス提供、残置物の処理、葬儀代行、これらの入居後の居住支援が付帯されたシェアハウスや賃貸住宅の運営等による総合的な支援により、要配慮者が日常生活の自立を目指せる取組を実施</p>	
--	--	--	--

※「地域資源を活用した共生社会の仕組みづくり」（人権男女共同参画課）及び「サイバー空間における安全・安心の確保」（サイバー犯罪対策課）については不採択。